

【記載例⑥】 裁判所からの評価命令に基づく台帳の交付(管路図含む)

給水申込書兼給水台帳の閲覧・写しの交付及び管路図等の写しの交付申請書

北茨城市長

年 月 日

窓口に 来た方 (申請者) ① ※該当に☑	住所又は 会社名	常磐土地家屋調査士事務所 常磐 茂 (※裁判所から命を受けた土地家屋調査士の氏名と事務所名を記入)
	氏名(担当者名)	田人 次郎 (※実際に窓口に来た人の名前)
	所有者(使用者) との関係	<input type="checkbox"/> 本人(<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者) <input type="checkbox"/> 所有(使用)者と同一世帯の者 <input checked="" type="checkbox"/> 代理人 (<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者 <input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者) <input checked="" type="checkbox"/> その他(土地家屋調査士)
	連絡先	0246-●●●-××××

裏面記載の注意事項及び誓約事項に同意し、次のとおり閲覧・写しの交付を申請します。

必要な 情報の場所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 異なる場合 北茨城市 中郷町石岡●●	
所有者氏名 使用者氏名 (名称)②	※管路図の写しの交付のみの場合は記入不要		
	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 異なる場合(下に氏名を記入) 磯原 一郎	
使用目的 ※該当に☑	<input type="checkbox"/> 給水装置の新設工事、改造工事又は維持管理のための調査 <input type="checkbox"/> 道路の掘削工事、宅地の掘削工事又は建物の解体工事のため <input type="checkbox"/> 宅地建物取引における重要事項説明のための調査 <input checked="" type="checkbox"/> 差押不動産評価のための調査 (※裁判所発出の「評価命令」の写しが必要です。委任状は不要です。) <input type="checkbox"/> その他()		
必要なもの ※該当に☑	給水申込書兼給水台帳【注】		管路図【委任状不要】
	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input checked="" type="checkbox"/> 全部 裏面(配管図)のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付

【注】①と②の関係が本人又は同一世帯の者以外の場合、②の方から委任状が必要です。(委任状は裏面)ただし、申請者が指定給水工事事業者の場合、委任状は不要です。

※施設課記入欄

本人確認 ※該当に☑	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> 検針票・水道納付書	
	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引主任者証	<input checked="" type="checkbox"/> 名刺・社員証	<input type="checkbox"/> その他()		
水栓番号	受付番号 ※給水申込書兼給水台帳の閲覧・交付のみ	施設課長	課長補佐	給水係長	係員
●●●●●●	(給水係で記入します)				

委任状

私は _____ を代理人とし、私が所有(使用)する
給水台帳の閲覧又は写しの交付を受けることを委任します。

氏名欄に押印をお願いします。

なお、法人の場合は、記名及び代表者印が必要です。

媒介契約書等で閲覧・写しに係る交付の委任をしている
場合、委任状は不要です。(※写しを提出して下さい。)

年 月 日

住所 _____

裁判所からの評価命令につき、
委任状は不要です。(評価命令の写し添付)

印

連絡先 (_____)

<p>注意 事項</p>	<p>(1)「給水装置申込書兼給水台帳」は、お客様の住所・氏名・建物の間取り等の個人情報に記載されています。 このため、給水台帳の閲覧・交付は、所有者または使用者と指定給水装置工事事業者に限られます。その他の場合においては、所有者または使用者からの同意が必要です。 (所有者は北茨城市が保管する給水原簿に記載されている方です。) 申請者と所有者(または使用者)の名義が異なる場合や、委任状に記載されている方と所有者(または使用者)の名義が異なる場合は、給水台帳の閲覧・写しの交付はできません。当該箇所が、相続・売買等が行われた建物(土地)であった場合は、特にご注意ください。 相続・売買等で所有者名義が異なる場合は「給水装置所有者変更届」の提出をお願いします。給水台帳の閲覧・写しの交付は所有者変更届の提出後となる場合があります。 (変更届出書は施設課にあります。また、ホームページからダウンロードできます。)</p> <p>(2)管路図は、配水管(市所有)と給水管(個人所有)、止水栓、メーターの有無を表示します。引込管とメーターの口径が知りたい場合は、職員に申し出てください。</p> <p>(3)給水装置申込書兼給水台帳は、本人からの給水工事の申込及び内容変更の届出に基づくもので、現地の給水装置の状況、土地建物の所有権、境界などを証明するものではありません。また、指定工事店以外の者が行った工事や竣工検査が未了の工事等は情報を提供できません。所有者からの聞き取り等により、必ず現地を確認してください。</p> <p>(4)提供する情報は、北茨城市が水道事業を行う上での参考として保有するものであり、現地における状況と合致することを保証するものではありません。</p>
<p>誓約 事項</p>	<p>(1)閲覧により得た情報は、保管に十分注意し、申請した利用目的以外には使用しません。また、第三者への情報提供はしません。</p> <p>(2)写しの交付を受けた場合、その写しが不要となったときは速やかに廃棄します。</p> <p>(3)本申請に関して関係者及び市に損害や紛争が発生した場合は、申請者の責任において全て解決します。</p> <p>(4)写しは参考とし、必ず現地確認を行います。</p>